

平成 29 年 6 月 16 日
財 務 省

「外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資等及び特定取得の事前届出について、財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素（案）」に対する意見募集

財務省では、外国為替及び外国貿易法上の対内直接投資制度等に関し、財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素の公表（詳細別紙）を検討しております。

本案につきまして、広く国民の皆様から御意見を募集しております。御意見等がございましたら、氏名又は名称及び連絡先を付記の上（御意見等の内容を確認するため、連絡を取らせていただくことがあります。）、平成 29 年 7 月 16 日（日）（必着）までに、電子メール、郵送又はファクシミリにより下記までお寄せください。なお、電話での御意見等には応じかねますので、あらかじめ御了承願います。

皆様から頂いた御意見等につきましては、氏名又は名称及び連絡先を除き、公表させていただきます。

また、御意見等につきましては、個別には回答いたしませんので、あらかじめ御了承願います。

【御意見等の送り先】

- 電子メールによる場合
メールアドレス： gaitame.kakunin@mof. go. jp
- 郵送による場合
〒100-8940 東京都千代田区霞が関3-1-1
財務省国際局調査課外国為替室直接投資係
- ファクシミリによる場合
ファクシミリ番号： 03-5251-2167

【お問い合わせ先】

- 財務省国際局調査課外国為替室
TEL：03-3581-4111（内線5410）

外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資等の事前届出に関する審査については、①「国の安全を損ない、公の秩序の維持を妨げ、又は公衆の安全の保護に支障を来すことになること」、及び②「我が国経済の円滑な運営に著しい悪影響を及ぼすことになるもの」という法定基準があり、特定取得の事前届出に関する審査については、「国の安全を損なう事態を生じるおそれ大きい特定取得」という法定基準がありますが、透明性を向上する観点から、下記の通り、財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する事項をこれらの省庁の連名で公表することを検討しております。

外国為替及び外国貿易法に基づく対内直接投資等及び特定取得の事前届出について、
財務省及び事業所管省庁が審査に際して考慮する要素（案）

(1) 対内直接投資等

- ① 我が国の安全保障関連産業（武器、航空機、宇宙開発及び原子力）の生産基盤及び技術基盤の維持
- ② 安全保障上重要な機微技術の流出の防止
- ③ 平時及び有事における公共的活動等の維持
- ④ 公衆の安全の維持
- ⑤ 我が国が経済協力開発機構の資本移動の自由化に関する規約第2条bの規定に基づき留保している業種については、我が国経済の円滑な運営の観点から、食料や燃料等の安定した供給や十分な備蓄、国土保全、及び国内事業者の生産活動やその継続性等の確保
- ⑥ 外国投資家・関係企業等の属性、資金計画及び過去の投資行動・実績等
- ⑦ その他、審査で考慮すべきと考えられる要素

(2) 特定取得

- ① 我が国の安全保障関連産業（武器、航空機、宇宙開発及び原子力）の生産基盤及び技術基盤の維持
- ② 安全保障上重要な機微技術の流出の防止

- ③ 外国投資家・関係企業等の属性、資金計画及び過去の投資行動・実績等
- ④ その他、審査で考慮すべきと考えられる要素